

全ト協発第226号(経)

平成30年7月31日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



平成30年7月豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、西日本を中心に甚大な被害に見舞われた平成30年7月豪雨災害の被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成30年7月豪雨によって、西日本の広範囲において工場の操業停止や交通インフラの損害が確認される等、当該豪雨の発生に伴う取引上の影響は、西日本地域の親事業者、下請事業者と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

今般国土交通大臣、経済産業大臣連名により、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対するこれらの影響を最小限とするため、別添配慮要請がございました。

つきましては、貴協会会員事業者の皆様にご周知いただきますとともに、親事業者との取引関係における下請事業者の方の相談先として、「下請かけこみ寺」をご活用いただくよう併せてご周知方お願いいたします。

【要請内容】

1. 親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方向的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること
2. 親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

【お困りの際の相談先】

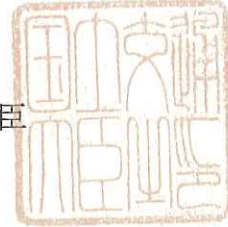
「下請かけこみ寺」：0120-418-618（フリーダイヤル）



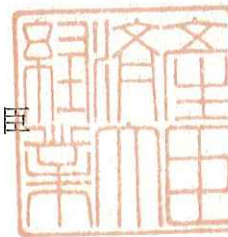
国総計第38号
国土建整第33号
20180717中第7号
平成30年7月19日

関係事業者団体代表者 殿

国土交通大臣



経済産業大臣



平成30年7月豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引
に関する配慮について

平成30年7月に西日本を中心に発生した豪雨によって、西日本の広範囲において工場の操業停止や交通インフラの損害が確認される等、当該豪雨の発生に伴う取引上の影響は、西日本地域の親事業者、下請事業者と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模地震発生時においても、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなったといった相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じて頂くよう要請いたします。

記

1. 親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないように、十分に留意すること（別添の参考参照）
2. 親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

平成30年7月豪雨により影響を受けている下請事業者のみなさまへ「下請かけこみ寺」相談窓口をご利用ください

2018年7月19日

中小企業庁

▶ 中小企業・地域経済産業

西日本を中心に大きな被害をもたらした豪雨の影響で、親事業者の工場が操業を停止したため納品ができないなど、下請事業者の取引上の問題が生じる恐れがあります。お困りごとは全国48か所の「下請かけこみ寺」にお気軽にご相談ください。

1. 親事業者へ要請しています

経済産業省では、災害を理由とした取引解消を行わないなど、下請事業者に対する親事業者の必要な配慮について、経済産業省や他省庁所管の業界団体1228団体に対して、7月17日から7月19日にかけて順次要請を行いました。

2. お困りの際の相談先

下請事業者の方で、取引関係でお困りごとがある場合や、発注元企業との取引の中でトラブルが生じた場合など、お近くの「下請かけこみ寺」までご連絡ください。下請法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います(相談内容や相談を受けたことは秘匿いたします)。

下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています。

下請かけこみ寺  0120-418-618

フリーダイヤルはお近くのかけこみ寺につながります。お電話の際には、「豪雨水害の影響で」などとお伝えください。

(参考)

要請内容

- ・ 親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方向的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること
- ・ 親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

要請先団体数 (1,228団体※)

経済産業省 789団体 警察庁 1団体

総務省 11団体 国税庁 10団体

厚生労働省 132団体 農林水産省 135団体

国土交通省 150団体

※当初(7月17日)公表した団体数(1,236)との差は、重複登録等によるものです。実績としましては、1228団体に要請を行いました。

3. 資料

- ・ [【別添】平成30年7月豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について\(PDF形式:203KB\)](#)
- ・ [下請中小企業振興法に基づく「振興基準」](#)

担当

中小企業庁 事業環境部 取引課長 林
担当者:松山、仲
電話:03-3501-1511(内線 5291~7)
03-3501-1669(直通)
03-3501-6899(FAX)